

目次

全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	1
3	中間答申	1
4	取下げ	2
5	平均処理期間・審議回数	2
6	各部会の調査審議回数	4
7	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	4
8	指名委員の活動実績	4
9	特徴のある事件	4
10	インカメラ	6
11	ヴォーンインデックス	6
12	地方での口頭意見陳述聴取の実施	6

情報公開

1	諮問・答申件数	7
2	答申結果の分類	7
3	平均処理期間・審議回数	7
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	10
5	特徴のある事件	10
6	インカメラ	11
7	ヴォーンインデックス	12

個人情報保護

1	諮問・答申件数	13
2	答申結果の分類	13
3	平均処理期間・審議回数	13
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	16
5	特徴のある事件	16
6	インカメラ	17
7	ヴォーンインデックス	17

	付言の実績	18
--	-------	----

平成17年度の調査審議等の状況

(平成17年4月～平成18年3月)

全体

1 諮問・答申件数

平成17年度の諮問件数は749件、答申件数は723件、未済件数は436件となっている。

なお、平成13年度から平成17年度までの総諮問件数は3,533件、総答申件数は2,978件となっている。

情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成17年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	674	648	28
独立行政法人等	75	75	8
累計	749	723	36

[平成13年度～平成17年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	3,312	2,801	105	406
独立行政法人等	221	177	14	30
累計	3,533	2,978	119	436

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成17年度に出された答申件数(723件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、205件(28.4%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	24(3.3%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	181(25.0%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	518(71.6%)

(注) 割合については、各項目の値ごとに四捨五入を行っているため、総計は100%にならない。

3 中間答申

平成17年度においては、運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

4 取下げ

平成17年度における諮問事件の取下げは、合計で36件である。このうち、情報公開関連は35件（行政機関27件、独立行政法人等8件）、個人情報保護関連は1件（行政機関1件）である。

取下げの理由をみると、全部開示したものは4件、不服申立人の自主的な取下げは22件、その他（却下等）10件となっている。

5 平均処理期間・審議回数

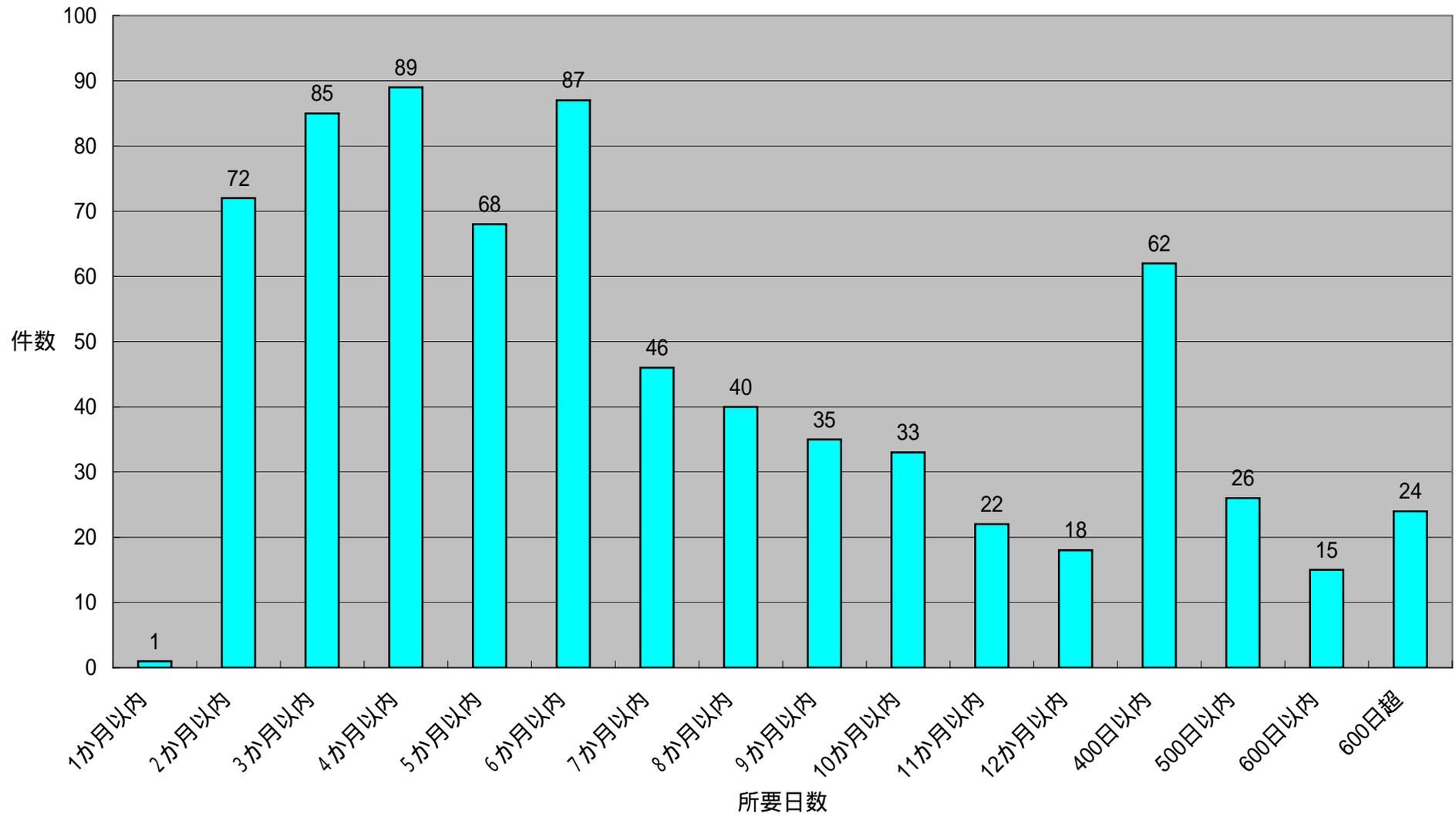
平成17年度の答申（723件）について、平均処理期間及び審議回数は220.2日、2.8回であり、最短の事件では23日で処理が終了しており（17（行情）答申153）、最長の事件では1,397日かかっている（17（行情）答申624号～632号）。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、4か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数（件）	割合（％）
1か月以内に答申	1	0.1
2か月以内	72	10.0
3か月以内	85	11.8
4か月以内	89	12.3
5か月以内	68	9.4
6か月以内	87	12.0
7か月以内	46	6.4
8か月以内	40	5.5
9か月以内	35	4.8
10か月以内	33	4.6
11か月以内	22	3.0
12か月以内	18	2.5
400日以内	62	8.6
500日以内	26	3.6
600日以内	15	2.1
600日超	24	3.3

（注）1か月＝30日として集計。

答申所要日数



6 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	36回
第2部会	34回
第3部会	37回
第4部会	37回
第5部会	34回

7 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成17年度の答申(723件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは10件であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは353件である。

(注)1:一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2:部会又は指名委員による聴取実績である。

8 指名委員の活動実績

平成17年度の答申(723件)についてみると、327件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「設置法」という。)12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

9 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成17年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の18.7%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の7.1%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	情報公開	個人情報保護	合計	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	134	6	140	18.7%
存否拒否事件	51	2	53	7.1%
文書の特定を争う事件	28	1	29	3.9%
適用除外事件	3	8	11	1.5%
逆FOIA事件	26	0	26	3.5%
行政文書等非該当事件	1	1	2	0.3%

(答申)

単位:(件)

	情報公開	個人情報保護	合計	備考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	119	1	120	情報公開6件、個人情報保護0件
存否拒否事件	64	0	64	情報公開1件、個人情報保護0件

文書の特定を争う事件	32	0	32	情報公開0件、個人情報保護0件
適用除外事件	4	0	4	情報公開0件、個人情報保護0件
逆FOIA事件	61	0	61	情報公開1件、個人情報保護0件
行政文書等非該当事件	2	0	2	情報公開0件、個人情報保護0件

9 - 1 不存在事件

不存在事件については、平成17年度では140件（情報公開134、個人情報保護6）の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、120件（情報公開119、個人情報保護1）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、情報公開関連で6件である。

	答申番号 (不存在が妥当でないとされたもの)	備考
平成17年度	(行情) 254、462、463、464、465、527	

9 - 2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成17年度に53件（情報公開51、個人情報保護2）の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、64件（すべて情報公開）について答申を出している。この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連で1件である。

	答申番号 (存否応答拒否が妥当でないとされたもの)	備考
平成17年度	(行情) 595	

9 - 3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成17年度に29件（情報公開28、個人情報保護1）の諮問を受け、平成16年度以前の諮問を含め、32件（すべて情報公開）について答申を出している。この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部が妥当でないとされたものはないが、1件（情報公開）について、一部妥当でないとされている。

	答申番号 (文書特定が一部妥当でないとされたもの)	備考
平成17年度	(行情) 128	

9 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、平成17年度に11件（情報公開3件、個人情報保護8件）の諮問を受け、平成16年度以前の諮問を含め、4件（すべて情報公開）について答申を出している。この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

9 - 5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成17年度に26件（すべて情報公開）の諮問を受け、平成16年度以前の諮問を含め、61件（すべて情報公開）について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、その全部が妥当でないと言われたものは、1件である。

	答申番号（逆FOIAを認めるもの）	備考
平成17年度	（独情）9	

9 - 6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成17年度に2件（情報公開1件、個人情報保護1件）の諮問を受け、2件（すべて情報公開）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、妥当でないと言われたものはない。

10 インカメラ

平成17年度の答申（723件）についてみると、対象文書及び対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは509件となっている。

（注）： 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

11 ヴォーンインデックス

平成17年度の答申（723件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。（注）

（注）： ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

12 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成17年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を、地方において行った実績はない。

情報公開

1 諮問・答申件数

平成17年度の諮問件数は707件、答申件数は712件、未済件数は406件となっている。

なお、平成13年度から平成17年度までの総諮問件数は3,491件、総答申件数は2,967件となっている。

情報公開関連

[平成17年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	642	641	27
独立行政法人等	65	71	8
累 計	707	712	35

[平成13年度～平成17年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	3,280	2,794	104	382
独立行政法人等	211	173	14	24
累 計	3,491	2,967	118	406

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成17年度に出された答申件数(712件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、201件(28.2%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	23 (3.2%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	178 (25.0%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	511 (71.8%)

3 平均処理期間・審議回数

平成17年度の答申(712件)について、平均処理期間及び審議回数は221.6日、2.8回であり、最短の事件では23日で処理が終了しており(17(行情)答申153)、最長の事件では1,397日かかっている(17(行情)答申624号~632号)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、4か月で答申をしたものが最も多くなっている。

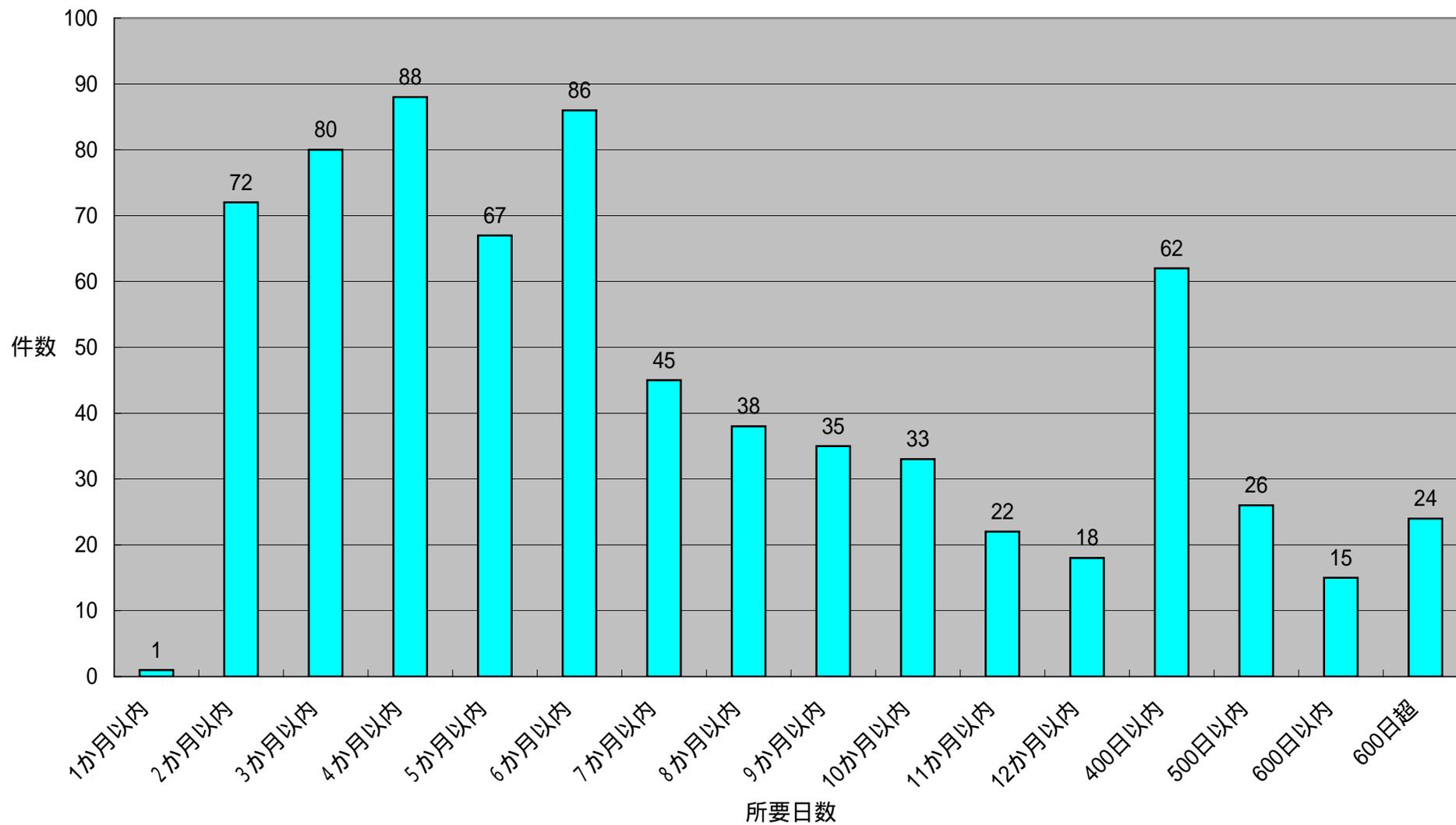
所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内に答申	1	0.1

2か月以内	72	10.1
3か月以内	80	11.2
4か月以内	88	12.4
5か月以内	67	9.4
6か月以内	86	12.1
7か月以内	45	6.3
8か月以内	38	5.3
9か月以内	35	4.9
10か月以内	33	4.6
11か月以内	22	3.1
12か月以内	18	2.5
400日以内	62	8.7
500日以内	26	3.7
600日以内	15	2.1
600日超	24	3.4

(注) 1か月=30日として集計。

(注) 割合については、各項目の値ごとに四捨五入を行っているため、総計は100%にならない。

答申所要日数



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成17年度の答申(712件)についてみると、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは10件であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは347件である。

(注)1:一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2:部会又は指名委員による聴取実績である。

5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成17年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の19.0%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の7.2%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	情報公開	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	134	19.0%
存否拒否事件	51	7.2%
文書の特定を争う事件	28	4.0%
適用除外事件	3	0.4%
逆FOIA事件	26	3.7%
行政文書等非該当事件	1	0.1%

(答申)

単位:(件)

	情報公開	備考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	119	6
存否拒否事件	64	1
文書の特定を争う事件	32	0
適用除外事件	4	0
逆FOIA事件	61	1
行政文書等非該当事件	2	0

5-1 不存在事件

不存在事件については、平成17年度では134件の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、119件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの等)は、6件である。

	答申番号 (不存在が妥当でないとされたもの)	備考
平成17年度	(行情)254、462、463、464、465、527	

5 - 2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成17年度に51件の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、64件について答申を出している。この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件である。

	答申番号 (存否応答拒否が妥当でないとされたもの)	備考
平成17年度	(行情) 595	

5 - 3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成17年度に28件の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、32件について答申を出している。この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部が妥当でないとされたものはないが、1件について、一部妥当でないとされている。

	答申番号 (文書特定が一部妥当でないとされたもの)	備考
平成17年度	(行情) 128	

5 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、平成17年度に3件の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、4件について答申を出している。この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

5 - 5 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成17年度に26件の諮問を受け、平成16年度以前の諮問も含め、61件について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、その全部が妥当でないとされたものは、1件である。

	答申番号(逆FOIAを認めるもの)	備考
平成17年度	(独情) 9	

5 - 6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成17年度に1件の諮問を受け、2件について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

6 インカメラ

平成17年度の答申(712件)についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは499件となっている。

(注): 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

7 ヴォーンインデックス

平成17年度の答申(712件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。(注)

(注): ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成17年4月1日に施行された、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく平成17年度の諮問件数は42件、答申件数は11件、未済件数は30件となっている。

個人情報保護関連

<行政機関>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	32	7	1
訂正請求関連	0	0	0
利用停止請求関連	0	0	0
累 計	32	7	1

<独立行政法人等>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	5	1	0
訂正請求関連	3	2	0
利用停止請求関連	2	1	0
累 計	10	4	0

2 答申結果の分類

平成17年度に出された答申件数(11件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、4件(36.4%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	1(9.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	3(27.3%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	7(63.6%)

3 平均処理期間・審議回数

平成17年度の答申(11件)について、平均処理期間及び審議回数は126.9日、3.1回であり、最短の事件では71日で処理が終了しており(17(独個)答申1号)、最長の事件では212日かかっている(17(独個)答申3~4号)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、3か月で答申をしたものが最も多くなっている。

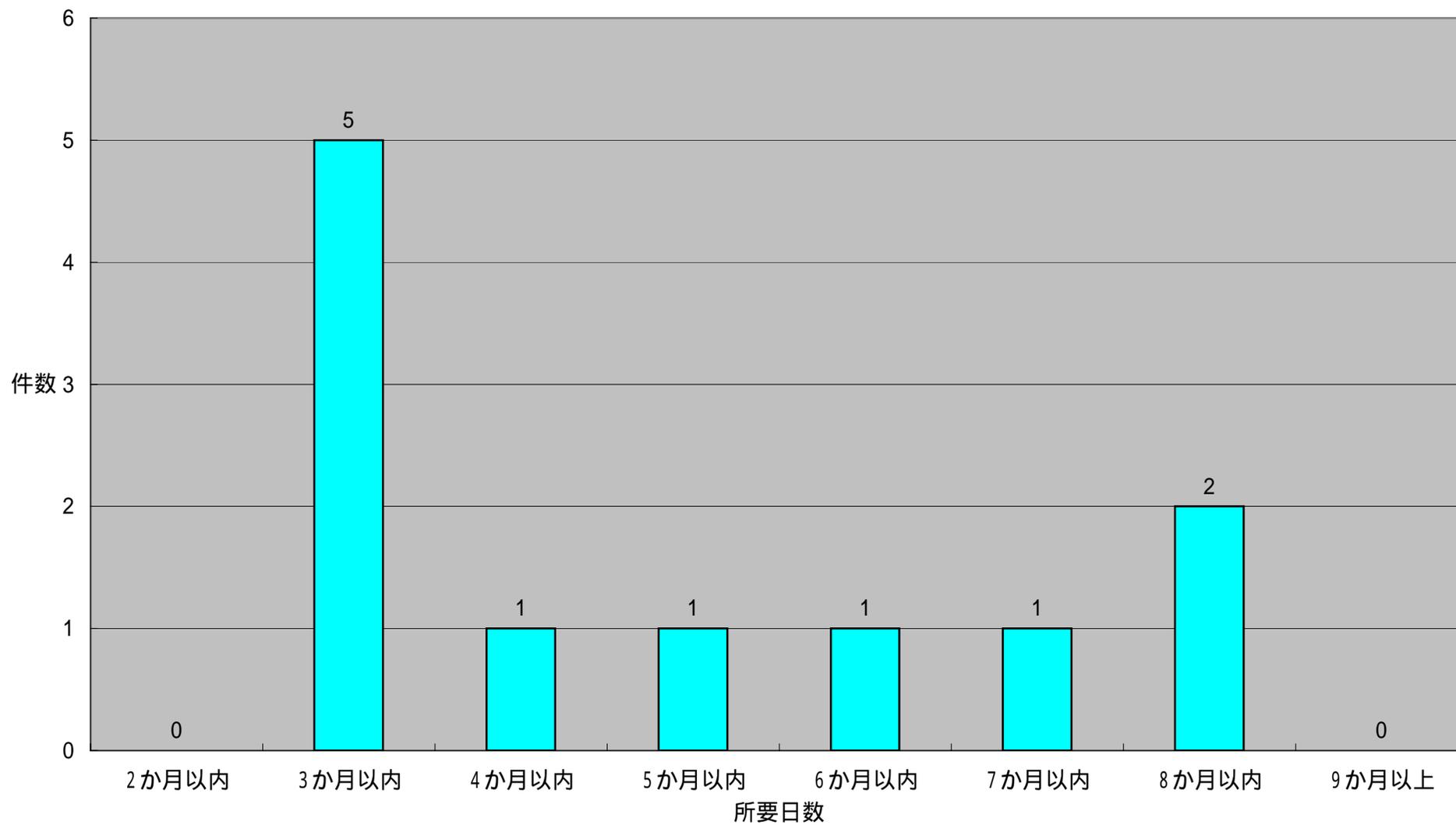
所要日数	答申数(件)	割合(%)
2か月以内に答申	0	0.0

3か月以内	5	45.5
4か月以内	1	9.1
5か月以内	1	9.1
6か月以内	1	9.1
7か月以内	1	9.1
8か月以内	2	18.2
9か月以上	0	0.0

(注) 1か月=30日として集計。

(注) 割合については、各項目の値ごとに四捨五入を行っているため、総計は100%にならない。

答申所要日数



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成17年度の答申(11件)についてみると、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは6件である。

(注) 1：一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2：部会又は指名委員による聴取実績である。

5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成17年度の様子は以下のとおりであり、適用除外事件が全諮問事件数の19.0%と最も多く、次に不存在事件が全体の14.3%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	個人情報保護	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	6	14.3%
存否拒否事件	2	4.8%
文書の特定を争う事件	1	2.4%
適用除外事件	8	19.0%
逆FOIA事件	0	0.0%
保有個人情報非該当事件	1	2.4%

(答申)

単位:(件)

	個人情報保護	備考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	1	0
存否拒否事件	0	0
文書の特定を争う事件	0	0
適用除外事件	0	0
逆FOIA事件	0	0
保有個人情報非該当事件	0	0

5 - 1 不存在事件

不存在事件については、平成17年度では6件の諮問を受け、1件について答申を出している。この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの)はない。

5 - 2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成17年度に2件の諮問を受けたが、答申は出されていない。

5 - 3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成17年度に1件の諮問を受けたが、答申は出されていない。

5 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、平成17年度に8件の諮問を受けたが、答申は出されていない。

5 - 5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成17年度に受け付けた諮問はない。

5 - 6 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成17年度に1件の諮問を受けたが、答申は出されていない。

6 インカメラ

平成17年度の答申（11件）についてみると、対象文書及び対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは10件となっている。

（注）： 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

7 ヴォーンインデックス

平成17年度の答申（11件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成17年度の答申を整理すると、40件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど15の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（10件）が最も多く、続いて、補正に関する対応についての付言（7件）、開示決定等に係る調査不足に関する付言（7件）、文書管理に関する付言（6件）、開示決定時等の理由の提示に関する付言（5件）、開示決定等通知書における対象文書の表記に関する付言（5件）などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである。

[注]一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諮問の遅れ・早期諮問（10）

- ・ 不服申立てがなされてから諮問を行うまで1年4か月余りを経過していることについて、本件諮問の内容についてみると、不開示部分の量や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでに上記のような長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ないとし、今後においては迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第7号）。
- ・ 不服申立てから諮問まで約7か月が経過していることについて、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」が実践されたとは言い難い側面があることは否めないとし、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（独情）答申第67号）など。

2) 補正に関する対応（7）

- ・ 不服申立人から補正に関する回答がなかったとは言え、原処分の一括して不開示決定するのではなく、同人から納付されている開示請求手数料に見合うものとして、行政文書1件を特定し開示決定等をする余地があった旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第60号）。
- ・ 本件開示請求には、「正当な裁判」という評価を表す多義的な文言が含まれており、かかる開示請求文言が含まれる場合には、開示請求に対応する文書の特定は不十分とならざるを得ないことから、諮問庁においては、「行政文書を特定するに足りる事項」を記載せしめるべく、開示請求者に対し、開示請求文言の補正を求め、対象文書を特定すべきであった旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第527号）など。

3) 開示決定等に係る調査不足（7）

- ・ 不服申立人が、過去の開示請求において文書が一部開示されていることを指摘した事件について、本件対象文書は、全体として法5条4号の不開示情報に該当するとして不開示とすることが妥当なものであり、過去の開示請求において文書が一部開示されていることをもって、これを開示すべきとする不服申立人の主張を採用することはできないが、処分庁にあっては、過去の開示請求に際して、本件文書の不開示情報該当性についてより慎重かつ周到な検討をすべきであった旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第485号）。
- ・ 諮問庁は、本件開示請求に対し、本来対象文書として含めるべき文書を含めていないなど、開示請求時の調査及び文書の特定の手続において適正な対応を行っていなかったと言わざるを得ず、今後の適正な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第488号）など。

4） 文書管理（6）

- ・ 特定の決裁伺い文書について、その重要性にかんがみると適切に作成され保管されるべきものであると考えられ、決裁権者の了解を得ていたとはいえ決裁伺い文書が作成されていないのは、意思決定手続上も文書管理規程上も問題があったと言わざるを得ない旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第93号）。
- ・ 文書が他の廃棄文書に混入し誤廃棄された可能性を指摘する諮問庁に対して、かかる誤廃棄等を防止するため、適正な文書管理の徹底が望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第114号）など。

5） 開示決定時等の理由の提示（5）

- ・ 原処分においては、法5条1号、2号イ、4号及び6号を理由に一部開示決定を行っているが、それぞれの不開示部分がいずれの理由に該当するかは不明確と言わざるを得ず、本件開示決定における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし適切を欠くものであり、諮問庁においては適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第556号）。
- ・ 理由付記の制度が、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、開示決定等の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならぬ旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第573号）など。

6） 開示決定等通知書における対象文書の表記（5）

- ・ 検討・協議に係る文書の特定に当たっては、当該文書がどの段階の文書であるかを表記するようにすべきである旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第462号）、など。

7） 審査会への対応（3）

- ・ 諮問庁側の理由により口頭説明の聴取が遅れたこともあり、諮問から答申まで約

2年を要することとなったが、諮問庁が審査会の調査審議に対して積極的に協力すべきことは言うまでもないことであり、このことは、行政不服審査法による簡易迅速な手続の確保に向けて、諮問庁が果たすべき当然の責務である旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第216号）など。

8) 情報提供(3)

- ・ 訴訟に関する書類を不開示とした判断は妥当であるが、平成17年3月29日に公表された総務副大臣主催の「情報公開法の制度運営に関する検討会」の報告書は、「訴訟に関する書類については、情報公開法の適用除外とされているが、刑事手続上の開示制度において十分な開示がなされることが望まれる。」旨言及しているところであり、諮問庁においても留意されたい旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第4号）、など。

9) 文書の特定(2)

- ・ 文書の特定に当たっては、開示請求者は一般に、特定の文書を指定して開示請求を行うことは困難な場合が多いことから、開示請求対象文書の特定の手続においては、文書探索等に努めた上で対象文書に該当すると思われるものは確実に特定し、開示決定等することが望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第93号）、など。

10) 開示決定等通知書の不適切な記載(1)

- ・ 開示決定通知書に、「当該文書全体を不開示とした。」「当該文書全体について、（中略）不開示とした。」と記載されていることについて、原処分があたかも全部不開示決定であるかのように誤解されるおそれがあり、処分庁においては開示決定通知書の記載について今後適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第432号）。

11) 開示・不開示の判断(1)

- ・ 特段の事情がない限り、同一の行政文書の開示不開示の判断が著しく乖離しないことが望ましいことは言うまでもないので、諮問庁においては、例えば、特定の文書についての開示不開示の具体的なガイドラインを設けるなど、何らかの方策をとることが望ましい旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第315号）。

12) 開示決定の迅速・的確化(1)

- ・ 本件対象文書の文書量にかんがみると、開示請求の受理から原処分までの間に2年余もの長期間を必要とするものとは到底考え難いと言わざるを得ず、迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第574号）。

13) 開示の実施手続(1)

- ・ 開示の実施の際の事務処理の誤りが認められるところ、開示の実施に当たって、誤りがあってはならないことは当然であり、また、追加開示の際の開示の実施方法において、当初誤りがあったことを明示しなかったこと及び当初の決定通知書において、不開示とする部分を説明する際の文書名の記載が明瞭なものでなかったこと

について、今後、留意すべきである旨の付言をしたもの（平成17年度（独情）答申第48号）。

14) 透明性の確保（1）

- ・ 独立行政法人等においては、契約手続に関し、国とは異なり会計法等の適用はなく、当該法人の所管大臣への届出等を要する会計規程に基づき行われているのであるから、当該法人の契約状況を踏まえ、契約事務の透明性の確保及び公正な競争の確保のための不断の自主的な取組を怠らないことが望まれる旨の付言をしたもの（平成17年度（独情）答申第48号）。

15) 移送（1）

- ・ 諮問庁は、処分庁に対し開示請求に係る事案の移送についての手続を執っているが、諮問庁は本件請求文書を保有しておらず、移送することができなかったのであるから、上記移送は違法なものであり、本来、開示請求者に対して、処分庁に対して開示請求を行うべきである等の教示をすべきだったと考えられる旨の付言をしたもの（平成17年度（行情）答申第93号）。

【参考】平成17年度に付言を行った答申一覧

1) 諮問の遅れ・早期諮問(10)

	答申番号
行情	7、104、171、216、227、228、573、574
独情	67、68

2) 補正に関する対応(7)

	答申番号
行情	60、266、468、469、470、471、527

3) 開示決定等に係る調査不足(7)

	答申番号
行情	210、463、464、465、485、488
独情	46

4) 文書管理(6)

	答申番号
行情	30、93、114、270
独情	27、46

5) 開示決定時等の理由の提示(5)

	答申番号
行情	244、246、556、573、638

6) 開示決定等通知書における対象文書の表記(5)

	答申番号
行情	141、462、573、638
独情	48

7) 審査会への対応(3)

	答申番号
行情	216、227、228

8) 情報提供(3)

	答申番号
--	------

行情	4、93
独情	66

9) 文書の特定(2)

	答申番号
行情	93、488

10) 開示決定等通知書の不適切な記載(1)

	答申番号
行情	432

11) 開示・不開示の判断(1)

	答申番号
行情	315

12) 開示決定の迅速・的確化(1)

	答申番号
行情	574

13) 開示の実施手続(1)

	答申番号
独情	48

14) 透明性の確保(1)

	答申番号
独情	48

15) 移送(1)

	答申番号
行情	93